

令和4年度 滋賀県相談支援従事者現任研修

= 受講者募集要項 =

1. 目的

障害のある人への相談支援を実践している人に対し、その資質の向上を図り、かつ日常の相談支援業務の振り返りを行い、多職種連携、地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用等、地域デザインにおける相談支援のスキルを獲得することを目的とする。

2. 受講対象者(受講要件)

受講者は、滋賀県内の指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の相談支援の実務経験がある者(※1、※2)で、研修の全日程(4日間)を受講することができる者。(但し、平成27年度～令和元年度の間には相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という)、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者に限っては、相談支援の実務経験は問わない。)

なお、在宅の障害児者の事例を対象者の同意のもと、提出できる者に限る。(提出する事例は、(イ)障害者総合支援法における介護給付および訓練等給付、(ロ)児童福祉法における障害児通所支援および(ハ)地域相談支援のいずれかを利用している事例に限る。)

※1「一定の実務経験」とは具体的には、次の(1)または(2)に該当するものを指す。

- (1) 初めて現任研修を受ける者
 - ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること
- (2) 現任研修の受講が2回目以降の者(①または②)
 - ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある
 - ② 現に相談支援業務に従事していること

※2ここでいう「相談支援の実務経験」とは、次のことを指す。

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援の業務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援の業務

【留意事項】

- (ア) 相談支援専門員の資格要件として5年に1回以上、現任研修の修了が必要となる。
- (イ) これまでに現任研修を一度も修了していない者については、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を一年目として5年以内に現任研修を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効する。
- (ウ) 平成29年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、まだ現任研修を受講していない者は、本年度が資格更新のための受講最終年度となるため、ご注意ください。
- (エ) 平成28年度までに相談支援従事者初任者研修を修了し、現任研修を今まで一度も修了していない者は、昨年度で更新期限が終了している。更新期限が終了した場合は再度、相談支援従事者初任者研修を受講する必要がある。

現任研修受講イメージ(塗りつぶし(黄色)で表示された部分が今年度の該当者)

初任者研修 修了年度	現任研修 1回目	現任研修 2回目	現任研修 3回目	現任研修 4回目
平成18年度	平成19年度～ 平成23年度	平成24年度～ 平成28年度	平成29年度～ 令和3年度	令和4年度～ 令和8年度
平成19年度	平成20年度～ 平成24年度	平成25年度～ 平成29年度	平成30年度～ 令和4年度 ※最終年度	
平成20年度	平成21年度～ 平成25年度	平成26年度～ 平成30年度	令和元年度～ 令和5年度	
平成21年度	平成22年度～ 平成26年度	平成27年度～ 令和元年度	令和2年度～ 令和6年度	
平成22年度	平成23年度～ 平成27年度	平成28年度～ 令和2年度	令和3年度～ 令和7年度	
平成23年度	平成24年度～ 平成28年度	平成29年度～ 令和3年度	令和4年度～ 令和8年度	
平成24年度	平成25年度～ 平成29年度	平成30年度～ 令和4年度 ※最終年度		
平成25年度	平成26年度～ 平成30年度	令和元年度～ 令和5年度		
平成26年度	平成27年度～ 令和元年度	令和2年度～ 令和6年度		
平成27年度	平成28年度～ 令和2年度	令和3年度～ 令和7年度		
平成28年度	平成29年度～ 令和3年度	令和4年度～ 令和8年度		
平成29年度	平成30年度～ 令和4年度 ※最終年度			
平成30年度	令和元年度～ 令和5年度			
令和元年度	令和2年度～ 令和6年度			
令和2年度	令和3年度～ 令和7年度			
令和3年度	令和4年度～ 令和8年度			

※ 「年度」とは、各年4月1日～翌年3月31日までを指します。

例えば、令和4年度とは、令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日まで
のことを指します。研修修了証書には、必ず「修了証書発行日付」が記載されています。
修了年度の記載はありませんのでご注意ください。

3. 募集定員 50名

過去5年以内に受講されたことのある人でも申し込み可能。ただし、受講希望者が定員を超えた場合は、未受講者および今年度が資格更新のための最終年度者を優先する。

4. 開催期間

以下の講義、演習の両方の受講が必要。

(1) 講義 ※オンライン(オンデマンド方式)での開催

令和4年9月1日(木)午前10時~9月6日(火)午後5時までの間に視聴する

(2) 演習

令和4年10月13日(木)、11月15日(火)、12月15日(木)

5. 開催場所・方法

(1) 講義 オンライン(オンデマンド)による個別受講

(2) 演習 参集型(集合型)により実施。会場は以下のとおり

令和4年10月13日(木) 近江八幡市文化会館小ホール

11月15日(火) コラボしが21大会議室

12月15日(木) 滋賀県庁新館7階大会議室

※研修受講者は、コラボしが21および滋賀県庁の駐車場はご利用できません。

公共交通機関でお越しください。

※近隣の有料駐車場をご利用の場合は、駐車料金はご自身でご負担ください。

6. オンライン(オンデマンド)研修について

オンライン研修は、オンデマンド方式にて行います。オンデマンド方式とは、定められた期間に事前に撮影された講義動画を配信し、それをご自身の都合の良い時間に事業所やご自宅からインターネットを通して受講する方式です。そのため、受講にはインターネット環境が整備されていることが必須となります。タブレットやスマートフォンの場合、画面サイズ等で受講に問題が出る可能性があるため、受講にはパソコン(Windows、macOS)の使用を推奨します。

7. 演習について

参集型(集合型)にて実施します。換気可能かつ十分な広さの研修会場を確保した上で、グループあたり6人程度の受講生による構成とし、座席はグループ指定とします。

8. 内容

本研修の内容は、別紙「令和4年度 滋賀県相談支援従事者現任研修日程表」のとおりです。但し、講師や会場の都合等により一部、日程等に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。その際は、ブログにてお知らせします。

※新型コロナウイルスの今後の状況によっては、研修内容の変更や延期、中止となる可能性もあります。

9. 事前課題およびインターバル実習について

研修期間中に講義や演習で学習したものを実践の場で施行し、知識や技術の定着を図る

ことを目的に、事前課題およびインターバル実習を行っていただきます。

事前課題は、研修1日目から2日目の間に実施し、インターバル実習は研修2日目から3日目の間と、研修3日目から4日目の間の2回、実施します。

事前課題やインターバル実習の詳細については研修時にお伝えしますが、実在するケース（実践例）の選定はご自身で行っていただくことになります。（2. 受講対象者の中で示している事例に限る）

10. 募集期間（申込期限）

以下の入力フォームでの回答と書類の提出の両方が必要となります。両方の手続きをもって申込手続き完了となりますので、いずれも期限までに手続きをお願いします。

（1）入力フォームでの回答期限

令和4年7月5日（火）午前9時～7月19日（火）午後5時まで

- ※₁ 該当時間外に送信されたものは全て無効とします。
- ※₂ 該当時間外の誤送信を防止するため、なるべく該当時間外は入力フォームから回答できないようにしています。（「回答受付は終了しました」と表示されます。）
- ※₃ 複数回送信された場合は、最新のもの（最後に送信したもの）で受け付けます。それ以外のものは無効としますので、ご注意ください。

（2）書類提出期限

令和4年7月5日（火）～7月19日（火）【消印有効】

- ※₄ 過去に受講修了している相談支援従事者初任者研修や相談支援従事者現任研修の修了証書のコピーに提出が必要です。
- ※₅ 書類送付は研修事務局までお願いします。

11. 受講申込方法

受講を希望する方は、下記の入力フォームより上記期間内にお申し込みください。

なお、申し込みは原則、法人や事業所からのみとします。所属先がなく、個人のスキルアップのための申し込みはできませんので、ご了承ください。

【入力フォームの申し込みステップ】

- （1）下にある入力フォームの URL をひらく。または QR コードを読み込む
- （2）入力フォームの記載に従い、申し込み内容をフォームに入力する。
- （3）入力内容を確認の上、送信する。
※各項目の説明をよくお読みの上、入力をお願いします。
- （4）送信完了。（希望する方は、ご記入のメールアドレスで確認メールを受け取れます。）
- （5）過去に受講している相談支援従事者研修の修了証書のコピーを郵送する。
- （6）入力フォームの送信と修了証書のコピーの提出の両方をもって受講申し込み完了となる。

■入力フォーム（URL）

<https://forms.gle/of68r9wR5rNLjCbS6>

■入力フォーム（QR コード）



※受講申し込みの際、相談支援従事者初任者研修の修了証(コピー)および過去に受講している現任研修修了証(コピー)を必ず添付してください。

※募集期間を過ぎての申し込みは、いかなる理由があろうと受付できませんので、ご注意ください。

※提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。(こちらが求めている書類は提出しないでください。万が一提出された場合でも返却はしません。)

12. 受講者の選考・決定

受講決定は、先着順ではありません。募集締め切り後、厳正なる選考の結果、滋賀県が受講者を決定します。受講の可否については、「受講決定(不決定)通知書」にてお知らせします。通知書の発送は所属事業所宛に令和4年8月中旬頃を予定しております。(選考や発送準備の都合上、予定より遅れることもありますので、予めご了承ください。)

電話やメール、FAXにて選考結果をお伝えすることはできません。選考結果に関するお問い合わせはお控えください。

なお、オンラインを含む研修受講に係る詳細については、後日、受講決定者のみにお伝えします。

13. 受講料 4,000円

受講料は「受講決定通知書」到着後から研修初日の1週間前までに、必ずお振り込みください。振り込み先等は、受講決定者にお知らせいたします。

※お振り込み後の返金は、いかなる場合もできませんので、ご了承ください。

14. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た申込者の個人情報については、本研修の連絡に使用するほか、受講修了者については名簿を作成し、滋賀県に報告すること以外の用途で使用することはありません。

なお、研修中において受講者間の連携や交流を図るとともに、研修に必要なグループ編成を受講者に周知するために、受講者氏名および所属事業所等を掲載した名簿を作成の上、掲示または配布する場合があります。

また、新型コロナウイルスを含む感染症等の感染拡大防止のため、必要に応じて保健所等行政機関へ個人情報を提供することもありますので、ご了承ください。

15. 滋賀県外からの受講申込について

受講対象者(受講要件)を全て満たす場合のみ、滋賀県外に所在する事業所等からの受講申し込みも受け付けます。※注)滋賀県内に事業所がない場合は申込対象外です。

16. 問い合わせ先

(1) 受講要件や実務要件、研修体系や加算等に関すること

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画指導係

TEL 077-528-3544(平日のみ:午前8時30分~午後5時15分)

(2) 受講申込方法や入力フォームに関すること

滋賀県障害者自立支援協議会事務局

TEL 0748-46-8007 (平日のみ:午前9時00分~午後5時00分)

※研修運営等で事務所を不在にしていることもあります。

17. 研修事務局

滋賀県障害者自立支援協議会事務局

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837-2

TEL 0748-46-8007 FAX 0748-46-8088